

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧

岩手県総務部行政経営推進課
令和2年12月31日時点

特定のテーマ：特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものを除く）に係る事務の執行及び事業の管理について

1 監査の結果（指摘）関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
1	<p>■償還滞納者台帳の債権区分について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>滞納者台帳には、県の定める債権分類基準に基づく債権区分（A～E）を記載することになっているが、当該債権分類の記載が適切でない案件が散見された。本件は、台帳上の記載誤りのみであり、実際の債務者に対する行動方針に不備はなかったため、実害があるということではないが、正確な台帳を作成して備置する観点から、今後正確な債権区分の記載にご留意いただきたい。</p>	保健福祉部	措置済	県の事務処理要領に基づき管理することとし、債権区分の考え方を統一するとともに、記載誤りについては修正を行った。
2	<p>■売りさばき実績報告書の徴求について【証紙収入整理特別会計】</p> <p>岩手県収入証紙条例施行規則第20条によれば、「市町村及び売りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書により、翌年度の4月15日までに所管広域振興局長等に報告しなければならぬ」とあるが、平成25年度の実績報告及び平成26年度の実績報告において、それぞれ1件ずつ期日超過になっている先があった。今後、提出期限を遵守して実績報告するよう、売りさばき人への指導を徹底していただきたい。</p>	出納局	措置済	所管広域振興局長等は、所管する売りさばき人に対して、報告期限までに実績報告の提出を求める旨の通知文書を毎年3月中に送付することとする内容の出納局長通知（平成28年3月9日付）を发出するとともに、全売りさばき人の提出状況一覧表により進行管理を行い、売りさばき人への指導を徹底することとした。
3	<p>■賞与引当金の計上について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」（平成20年10月7日改正）において賞与引当金につき規定されており、賞与引当金を計上する必要があるが、下水道公社においては賞与引当金が計上されていなかった。費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として計上する必要がある。</p>	県土整備部	措置済	平成27年度決算において、賞与引当金を計上した。また、今後においても適切に費用の計上を図ることとした。
4	<p>■給水施設使用料の請求額について【港湾整備事業特別会計】</p> <p>港湾施設のうち、船舶のための給水施設（船員の飲み水等の給水）の使用許可を受けたものは、岩手県港湾施設管理条例第12条の規定に基づき使用料を納めることとされている。使用料算定の基礎となる水道料金は、港湾の存在する釜石市の水道料金によることとなっている。しかしながら、平成26年度の使用料は、平成26年度の釜石市の水道料金（船舶用）248.4円/トンに162円を加算した410.4円/トンで算定すべきであったが、平成25年度の水道料金である241.5円/トンに162円を加算した403.5円/トンで算定していた。平成26年度において新料金を適用すべき総給水量が3,297トンであったため、23,497円の使用料が請求漏れとなった。将来にわたり、水道料金改定情報をもれなく察知できる体制を構築し、今後同様の誤りのないように留意していただきたい。</p>	県土整備部	措置済	船舶給水施設使用料の請求漏れについては、改定後の料金に基づき調定を行い、平成28年2月19日に全ての納入が完了している。今後においては、関係機関との情報共有を図ることにより、料金改定等の情報が確実に反映された使用料の算定に努めることとし、適正な事務の執行を図ることとした。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
1	<p>■制度利用促進策の検討【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>対象世帯数に対する対象制度の利用人数割合は、東北の他県に比べて比較的高いが、当該絶対値が高いのか低いのかを論ずることは難しいところである。また、当該制度の利用者の増加は生活弱者の増加を表しているため、必ずしも貸付割合が高いことが是とされるということではないと考える。しかしながら、制度の存在を認識できず、利用の機会を逸している県民が存在することも推測することができる。さらに当該制度を普及していくために、県の普及活動の促進を申し入れたい。</p>	保健福祉部	措置済	平成27年度から実施しているひとり親家庭のための「出張相談会」を継続して実施するとともに、より一層の制度の利用促進を図ることを目的とし、修学資金、修業資金、就学支度資金について「予約貸付」制度を創設し、平成28年8月1日から実施している。（平成28年7月4日実施通知発出。）また、県の広報媒体により制度の利用促進について広報を実施している。
2	<p>■貸付件数等と職員数等の関係について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>今回の実地監査で訪問した3つの振興局に関して、滞納債権の件数や償還率などにばらつきがあった。もちろん、地域性もあると思路するが、県北（二戸）と他の2つの振興局との格差（職員一人当たり貸付件数や償還協力員一人当たりの滞納債権件数）については、是正が必要ではないかと考える。債権回収業者への委託も考慮しつつ、今回実地監査を実施した振興局以外の振興局についても、必要に応じて、貸付担当職員、償還協力員の配置のバランスについて、再考いただきたい。</p>	保健福祉部	措置済	償還協力員については、広域振興局毎の貸付実績や滞納状況を踏まえ、毎年度、配置人数と勤務日数を決定しているところであり、今後決定する平成29年度の配置についても引き続き貸付実績等の状況を踏まえ適切に配置していく。また、貸付担当職員の配置についても、貸付実績等を考慮して必要に応じて検討していく。なお、債権回収困難ケースのうち、債権回収業者への委託条件に合致する債権については、委託を積極的に進めていく。
3	<p>■繰越金残高について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>平成26年度末の母子父子寡婦福祉資金特別会計全体の繰越金は、381,049千円であった。繰越金は増加の一途をたどり、平成26年度末の繰越金の金額は、平成22年度末の7倍強となっている。平成26年度末の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して、明らかに繰越金額は多額であると考える。今後は、上記「■制度利用促進策の検討」に記載したとおり、より一層県民に対して制度を周知し、貸付制度の利用者の増加を図ることや償還率改善は喫緊の重要課題であり、これらの施策を実施することを前提に、維持すべき繰越金の額を見積もり、資金の有効活用の観点から、必要に応じて余剰と考えられる繰越金については国庫への返還や一般会計への繰り出し等を検討する必要があると考える。</p>	保健福祉部	措置済	平成28年度において、母子及び父子並びに寡婦福祉法の国庫償還基準額の超過による償還を予定しているが、任意償還については、平成27年度から新たに実施しているひとり親家庭のための出張相談会の継続実施や、修学資金及び就学支度資金については、願書の提出段階から事前の審査を受け付ける予約貸付制度の新たな導入により、より一層の制度の利用促進を図ること、また、平成26年10月に新たに創設した父子福祉資金貸付制度の認知度の高まりにより、今後貸付需要が高まることが考えられることから、これらの取組等の成果を踏まえ、あらためて国庫への返還等を検討することとする。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
4	<p>■借用書の徴収と貸付金の交付時期について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>貸付金の交付は借用書の記載に基づいて行われるべきものであり、法律関係が明確になった後に貸付金の交付が行われる必要があるが、貸付金交付の後で借用書を徴収しているケースが散見された。</p> <p>資金用途に応じて、貸付決定後できる限り早く貸付を実行してほしいという借用者の要望については理解できるが、可能な限り貸付交付日までには借用書の徴収を行って法律関係を明確にするように努めていただきたい。</p>	保健福祉部	措置済	借用書の徴収時には保証人等の印鑑登録証明書を添付する必要があるが、これまで印鑑登録証明書の取得に時間を要し、借用書の徴収が遅れる事例が多かったことから、あらかじめ、貸付申請書の審査段階で貸付決定後の必要書類を示し、貸付決定後すみやかに借用書の徴収が可能となるよう改善したところであり、現在は、貸付金の交付は借用書の徴収後に行っている。
5	<p>■貸付審査基準について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業においては補助金の支給という手段ではなく、将来的な自立を促すための貸付という手段を採用しており、貸付である限りは回収可能性を検討して貸付の審査を行う必要がある。</p> <p>例えば以前の貸与について延滞しており完済していない場合には、追加で行う貸付について返済の意思が低いものと考えられることから、返済の意思が確認できない以上は審査の段階で貸与を認めないなどの回収可能性を考慮した審査基準及びチェックリストとなるよう見直しが必要と考える。</p>	保健福祉部	措置済	審査基準及びチェックリストについては現行のままとしつつも、回収可能性の考慮については、チェックリスト項目「(9)借財・税滞納・重複貸付等のケース」において審査することとし、担当者会議や事務指導監査等の場において周知徹底を図っている。
6	<p>■貸付審査会資料の保存について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>貸付審査会の審査内容の記録である「審査録」は「貸付審査会」ファイルに綴じられているが、当該ファイルの保存期間は5年間となっており、審査対象の貸付金の償還完了前に処分されてしまう。貸付の審査に関する書類は、延滞が発生した場合に回収の手がかりとなる資料であるため、個人ごとの「母子相談ケースファイル」に審査録のコピーを綴じる等により、貸付金の償還が完了するまで保管・管理する必要があると考える。</p>	保健福祉部	措置済	書類の管理について、担当者会議、事務指導監査において周知徹底済である。
7	<p>■貸付審査チェックリストについて【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>制度利用者からの申請に基づき貸付の審査を実施する際に用いるチェックリストにつき、厳密に当リストを適用すると保証人が二人必要になる結果となるが、申請者の貸付理由が就学に伴う貸付であり当制度を利用できない場合は就学が困難となるという理由から保証人を一人としているケースが散見された。</p> <p>チェックリストの内容が、現在の運用実態とは乖離している状況も見受けられることから、各振興局の事例を収集し、実態に即したチェックリストとなるよう適宜改定されるべきと考える。</p>	保健福祉部	措置済	広域振興局における運用実態を踏まえチェックリスト自体は現行のままとするものの、保証人の運用について、原則はこれまでどおり保証人を立てることとするが、保証人を立てることが困難な場合には、その理由を確認した上で保証人を立てずに貸付を行うこともできることとし、申請者の経済的な自立に向けた資金需要に対応できるよう、この取扱いについて、担当者会議や事務指導監査等の場において周知徹底を図っている。
8	<p>■母子・父子・寡婦福祉資金償還計画書（以下「償還計画書」という。）について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>盛岡においては、過去においては、償還計画書を入手していた経緯はあるものの、最近年度において延滞等による貸付条件の変更があった場合に、償還計画書を作成して入手することは行われていなかった。</p> <p>償還計画書は入手されていなくても、実質的な回収努力は行われており、その点では特段の問題はないものと認められるが、当初償還計画どおりに回収できなくなったことが明らかになった時点で当該債権管理上のリスクが増すため、その時点で債権の残高を確認し合い、今後の償還方法について十分に話し合い、可能な限り現実的な回収スケジュールを合意した結果である償還計画書を入手することは、債権保全の観点から重要な手続きである。</p> <p>当該手続きの証としての償還計画書を徴収することをお願いしたい。</p>	保健福祉部	措置済	平成28年3月末までに全対象者に償還計画書の提出依頼通知を发出了した。
9	<p>■債権区分の考え方の統一【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>振興局長は滞納者について適切に管理するために毎年6月1日の状況について、母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳を作成する必要があるが、これに関連して県は「母子・父子・寡婦福祉資金償還滞納者台帳」記載要領を作成して、各振興局の滞納者管理を行うようにしている。</p> <p>一方、盛岡では、過去盛岡市も管轄していた時に、実務的な便宜から「ハイリスク債権管理実施要領」を独自に作成して、独自の滞納区分を設定して過年度収入未済債権に対する対応を決定している。</p> <p>実質的な債権管理の方法に相違はないものの、保証人への接触等の取扱いについて微妙に異なるなどのケースもあることから、この点も踏まえて滞納債権分類のルールを統一することが望まれる。</p>	保健福祉部	措置済	盛岡広域振興局における「ハイリスク債権管理実施要領」は廃止し、県の事務処理要領に基づき管理することとし、債権区分の考え方を統一した。
10	<p>■「母子相談ケースファイル」の保存期間について【母子父子寡婦福祉資金特別会計】</p> <p>貸付の申請者ごとに面談記録や申請書類一式が綴られている「母子相談ケースファイル」は、永年保存であることから貸付金の償還完了後も保存され続けており、ファイル数が膨大となって保管場所の確保に苦慮している振興局が見受けられた。</p> <p>貸付金償還完了後の当該ファイルについて、永年保存の必要性を再検討し、必要に応じて処分方針を定めて順次処分するなど、保存場所の確保に向けた取組を行うことも検討されたい。</p>	保健福祉部	措置済	保存年限を設定し、平成28年7月4日広域振興局あて通知を发出了した。
11	<p>■違約金残額の通知について【農業改良資金等特別会計】</p> <p>農業公社では、延滞債権の債務者に対して、年度末に一年分の入金額と償還残額を通知する領収証書、2ヶ月に一度償還額と償還残額を通知する「就農支援資金分割返済額及び償還残額のお知らせ」を送付している。しかしながら、両書類ともに、元金償還額と残額の記載のみであり、違約金残額の記載がなかった。</p> <p>確かに元金を完済しなければ違約金の発生はストップしないため元金の償還が最優先ではあるし、多額の違約金があることを実感することにより、逆に債務者の返済意欲をそいでしまう可能性も否定できないことは理解できる。</p> <p>しかしながら、償還の都度発生する違約金については、元金回収後にあらぬトラブルにならないよう、債務者の状況にも配慮しつつ、その都度残高も通知することを検討していただきたい。</p>	農林水産部	措置済	平成28年11月までに、延滞債権の債務者へ違約金残高を通知した。 なお、今後とも定期的に、違約金残高を通知する予定である。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
12	<p>■公債費残高の推移について【県有林事業特別会計】</p> <p>過去に造成事業を実施するに際して発行した公債（現日本政策金融公庫からの借入金）の償還額は、平成30年後半から平成50年前半にかけてピークを迎え、平成72年に償還が完了するが、平成26年度末現在で871億円の公債残高（利息を含む）を抱えている。</p> <p>本事業に係る県外部からの歳入は、立木の売払収入が主たるものであるが、年間2～4億円程度であるため、年間約25億円の公債の償還額は、一般会計からの繰入金で賄わざるを得ない状況であり、将来の利息負担を軽減する観点からは、繰上償還により早期に残高を減少させることを目指す必要がある。</p> <p>この点、「県有林第5次基本計画」において、平成25年度～平成34年度までの収支計画を定めており、繰上償還も積極的に取り入れた収支計画を立案し、概ね計画通りに実行中である。今後当該計画の実行可能性を確保しつつ、着実に計画を実行していただきたい。</p>	農林水産部	措置済	県有林第5次基本計画に基づき繰上償還等を着実に実行している。
13	<p>■県営林造成基金と公営林造成基金の立木の評価額について【県有林事業特別会計】</p> <p>県営林と公営林で評価方法が異なっており、評価額も大きく異なっているが、これは公営林の取得評価額を県議会において議決した経緯があるためであり、当時の評価額の決定方法や決定額の妥当性に異論を唱えるということでは決していない。</p> <p>しかしながら、一方で、平成27年1月23日に総務大臣より発せられた「統一的な基準に基づく地方公会計の整備促進について」における財務書類の作成方法には、立木の評価方法に関する指針も示されており、当該方法に従って財務書類を作成する上で、異なる評価方法で算出した基金台帳の評価額をそのまま財務書類の評価額とすることには疑問がある。</p> <p>もちろん、今後本件について県として評価方法を検討することになると考えるが、その際には、上記事項も十分考慮に入れた上で評価方法を決定する必要があると考える。</p> <p>なお、統一的な基準に基づく財務書類の作成基準のひとつである「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では再調達価額とすることが原則とされており、本手引きを踏まえ、県営林と公営林に共通の評価方法の確立が求められるところである。</p> <p>この場合、財務書類に現在の基金台帳の金額と異なる金額が計上されることとなるが、基金台帳と財務書類はその目的を異なる書類であることから、必ずしも金額の一致が求められるものではないと考えられる。</p>	総務部 農林水産部	措置済	平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」で示された「統一的な基準による地方公会計」に基づき、平成28年度の決算に関する財務書類を平成29年度に作成・公表した。 <p>なお、固定資産台帳の作成に当たっては、総務省から示された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、県営林と公営林共通の評価（森林国営保険金額）により対応している。</p>
14	<p>■県有林産物（立木）売買契約書の記載事項について【県有林事業特別会計】</p> <p>県有林産物（立木）売買契約書の第1条には、売買物件の種類及び数量を記載することとなっているが、売買契約書を閲覧したところ、樹種別の契約数量の記載がなく合計の数量のみの記載となっていた。</p> <p>実質的な問題はないものの、契約者双方が売買対象物を契約書面にて確認し、不測の事態が生じた場合の文書証拠とするためにも、当該情報を契約書に明記する必要がある。</p>	農林水産部	措置済	平成27年10月以降に契約締結した県有林産物（立木）売買契約書には、樹種別の数量を明記している。
15	<p>■間伐木売払方式による間伐事業について【県有林事業特別会計】</p> <p>県として、主にコストカットのメリットを大きく期待できる間伐木売払方式による間伐事業を積極的に実施するうえで、実施業者への情報発信や啓発活動を行うことにより、より一層競争原理の働いた見直しを促進できるようにしていただきたい。</p>	農林水産部	措置済	事業実施者を対象とした説明会を開催する等、間伐木売払方式による間伐事業のPRを行うこととした。
16	<p>■繰越金残高について【沿岸漁業改善資金特別会計】</p> <p>平成26年度末の沿岸漁業改善資金特別会計全体の繰越金は、891百万円であった。被災漁業者が東日本大震災津波災害の復旧に時間を要していること、他の復興関連支援制度を利用していること等の影響から、平成23年度から平成25年度にかけて貸付実績がなく、貸付金の償還により繰越金は増加している。平成22年度以前は、毎年度1億円を超える貸付があったため、一定額以上繰越金を維持することが必要とされていたが、それでも貸付額の6倍強の繰越額を維持し続けていた。</p> <p>東日本大震災津波の影響等から、平成26年度の現況としては、貸付実績18百万円に対して繰越額が891百万円と約50倍近くとなっており、当該特別会計の運用規模に比して繰越金額は多額であると考えられる。</p> <p>今後復興関連支援制度が終了した後は、本資金の利用促進が図られることを視野に入れつつも、本来維持すべき繰越金の額を検討することも必要であると考えられる。</p>	農林水産部	措置済	資金規模の適正化については国からの通知においても過去の貸付実績等を考慮し検討するとされている。 <p>復興関連支援制度も活用した漁業経営の再建中にある状況を考慮しながら、復興関連支援制度の動向と各年度における資金需要及び繰越金の状況を継続して把握し、適正な資金規模の検討を進めることとしている。</p>
17	<p>■延滞債権の管理事務について【沿岸漁業改善資金特別会計】</p> <p>県が平成12年度に貸し付けた債務者への貸付金は、平成26年度に連帯保証人により元本が完済されたものの、延滞金の支払が滞っている。</p> <p>平成23年度から平成25年度にかけて、県は連帯保証人との面談等を行うことなく、返済が行われない債務者への連絡を継続していた。</p> <p>確かに、平成22年に債務者の所在や返済の意思が確認できていることから、原則どおり債務者本人に督促している。連帯保証人へ返済の督促を強く行わなかったことは、東日本大震災津波の影響を考慮した県の配慮であったと思料するが、その間も延滞金は膨れ続けていた。</p> <p>本件の経験を踏まえ、県として債務者や連帯保証人との接触に関する対応方針を改めている。今後同様の事象が生じることのないよう、対応を行っていただきたい。</p>	農林水産部	措置済	延滞が発生した場合は早期に連帯保証人に通知、面談等を行っている。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
18	<p>■繰越金残高について【中小企業振興資金特別会計】</p> <p>平成26年度末の中小企業振興資金特別会計全体の繰越金は、682,219千円であった。繰越金は減少傾向にはあるものの、平成26年度末現在の現況としては、当該特別会計の運用規模に比して明らかに多額であると考える。</p> <p>資金の有効活用等の観点からも、余剰である繰越金については、一般会計への繰り出しや必要に応じて国庫への返納を検討すべきである。</p> <p>なお、平成27年3月31日に小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されたことで、当該事業は貸付金の償還業務のみが残り、従来のように、貸付金の償還資金を新規の貸付原資とすることはなくなったため、県においても、小規模企業者等設備導入資金貸付事業にかかる繰越金等の国への償還を平成28年度から実施するため、現在、国と協議中であるとのことであった。</p>	商工労働観 光部	措置済	<p>平成26年度末における中小企業振興資金特別会計全体の繰越金のうち、小規模企業者等設備導入資金貸付事業（設備資金貸付・設備貸与）の繰越金（貸付原資）が、その95%以上を占めている。</p> <p>当該事業は、その根拠法令が平成26年度末で廃止されたことにより、平成27年度からは債権回収のみを行っている。</p> <p>当該事業の繰越金（貸付原資）の取扱いについては、貸付原資を借り入れしている国の指示により、国と県の負担割合に応じて国への償還及び一般会計への繰り出しを平成28年度から行うこととしており、当該年度以降、繰越金残高を計画的に減少させることとしている。</p>
19	<p>■貸付金台帳への残高の記載について【中小企業振興資金特別会計】</p> <p>定型フォームである貸付金台帳（手書きの台帳）には、各年度の県の貸付元利金回収額と県から機構への返済額及び一般会計繰出額のフロー情報を記載する欄はあるものの、貸付金残高等のストック情報を記載する欄が設けられていない。</p> <p>今後、財産等の残高（ストック情報）を意識した自治体マネジメントに資するためにも、貸付金台帳に貸付金等の残高欄を設けることが望まれる。</p>	商工労働観 光部	措置済	<p>貸付金台帳については、貸付先ごとに紙ベースと電子データ（エクセルファイル）の2種類を作成して管理していることから、電子データの貸付金台帳様式に貸付金等の残高欄を設ける修正を行った。</p> <p>そのうえで、貸付先ごとの全ての電子データの貸付金台帳を新様式に修正し、貸付金等の残高を確認できるようにした。</p>
20	<p>■時効期間が経過した違約金について【中小企業振興資金特別会計】</p> <p>既に貸付金は全額償還済であるものの、償還が遅れたことにより生じた違約金17,692千円については、債務者が破綻していることもあり、連帯保証人が細々と返済を続けていたが、平成11年7月に17,542千円を残して償還が停止した。監査人が実地監査した時点では、当該違約金は不納欠損処理されておらず、また、貸付財源の貸し手である機構に対しては借入金の返済や債務免除交渉の手続きがとられていなかった。</p> <p>違約金債権の回収は極めて困難である状況で、機構への返済の要否が未確定である現況は適切であるとは言いがたく、違約金債権の不納欠損処理とともに、機構に対する債務免除要求等の手続きを早期に実施すべきであったと考える。時効成立が現在より10年以上前であり当時の担当者も変更になっていることから、当時の事情を説明することは困難であると思料するが、機構へ返済するか債務免除交渉するかをあらためて検討する必要があると考える。</p>	商工労働観 光部	措置済	<p>貸付金原資の調達先である機構（地方独立行政法人中小企業基盤整備機構）に対し違約金免除の協議を実施（継続）している。</p>
21	<p>■地方公会計の整備に係る適切な対応について【公債管理特別会計】</p> <p>県においては、現在、県債の将来の償還スケジュール等を踏まえ、起債や償還の事務を行っているが、統一的な基準の下で作成が求められている返済期間別の明細等については、未整理であるというところであった。</p> <p>借換債の発行を前提に起債するケースもあるため、精緻に将来の償還スケジュールを作成することは困難であると思料するが、将来の償還財源の確保の目安とするためや次項で述べる実質公債費比率適正化のためのスケジューリングに資する情報を提供するためにも、県債全体の償還スケジュールをより精緻に把握し、統一的な基準による地方公会計の整備について、適切に対応することとされたい。</p>	総務部	措置済	<p>平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」で示された「統一的な基準による地方公会計」に基づき、平成28年度の決算に関する財務書類を平成29年度に作成・公表した。</p> <p>なお、返済期間別の明細については、貸借対照表の内容に関する明細において対応している。</p>
22	<p>■実質公債費比率適正化について【公債管理特別会計】</p> <p>県の平成25年度決算に基づく実質公債費比率は19.4%であり、全国45位であった。早期健全化基準である25%は下回っているものの、当該比率が18%以上となった地方公共団体は、県債の発行に際し、公債費負担適正化計画を自主的に作成することとされている。県は、平成24年度決算に基づく当該比率が18.6%となったことから、平成25年9月付けで「岩手県公債費負担適正化計画」（平成27年9月改定）を作成している。</p> <p>当該計画には、今後平成32年度までに、実質公債費比率を18%未満に低減すること、当該比率が18%以上になった要因分析、今後の財政運営と具体的な取組みが定量的に記述されている。当該計画によると、基本的に、県が管理可能な県債の発行額を平成25年度の水準に維持又は抑制することにより目標は達成できる見込みであり、平成25年度決算、26年度決算に基づく実質公債費比率は、当初推計値よりも改善している。</p> <p>当該計画は、一定の金利上昇を見込んで作成されており、現行金利水準からすれば、平成32年度までに実質公債費比率を18%未満にする目標は十分達成可能と見込まれるとのことであるが、今後金利動向のみならず、政治・経済情勢等の変動による将来の不確実性も勘案し、当該計画を着実に実施していただきたい。</p>	総務部	措置済	<p>平成30年度決算において、実質公債費比率が16.7%となって18%を下回り、当初の目標を2年前倒しして公債費負担適正化計画を達成した。</p>
23	<p>■証紙収納額報告の提出期限について【証紙収入整理特別会計】</p> <p>岩手県収入証紙条例施行規則第21条第2項によれば、「地方公所の長は、当該地方公所が所管する地方公所等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表により毎月分を翌月10日までに収納局長に報告しなければならない。」とあるが、10日が休日であった場合の提出期限が、休日前の平日になるのか、休日明けの平日になるのかについての明文規定がないため、休日前に提出している振興局もあれば、休日後に提出している振興局もあるなど、取扱いが統一されていないことがあった。</p> <p>10日が休日である場合の提出期限を明文化し、提出期限が統一されるようにする必要があると考える。</p>	出納局	措置済	<p>「岩手県収入証紙条例施行規則の運用について」を改正し、証紙収納額の報告期限が休日に当たると場合は、休日明けの平日を報告期限とすることとした。</p>
24	<p>■販売頻度の低い金種の管理について【証紙収入整理特別会計】</p> <p>監査人は、本庁、各振興局毎に、平成26年度末の残枚数と平成26年度中の販売枚数から、証紙の種類毎の回転期間（年度末に在庫として保有している枚数は、何年分の販売枚数に相当するか）を算出した結果、県北（二戸）の700円の証紙については、在庫数量に比して年間販売枚数が極端に少なく、回転期間も長期間となっている。</p> <p>利用頻度の少ない証紙は、①売りさばき人等の購入者の要望にもよるが、700円の種類も交えて販売し残高の減少に努める、②分散保管するリスクを考慮し、より安全性の高い県庁の金庫室に集約する（5,000枚のロット単位にはなると思料するが）、③本庁への追加発注は回転期間が縮小し安定するまでの間当面取りやめる、等を検討することが望まれる。</p>	出納局	措置済	<p>振興局における証紙の在庫状況の調査を行い、在庫数量に比して販売頻度の低い金種の証紙については、本庁で保管することとした。</p> <p>また、販売頻度の低い金種の証紙については、振興局からの請求単位を下げた請求するよう通知した。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
25	<p>■人件費の会計区分について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>県の流域下水道事業は、条例に基づき特別会計で経理することとされている。しかしながら、当該事業の従事者である県職員のうち、一般会計に所属する者が26名存在する。下水道事務所勤務する12名については、建設事業や維持管理事業をサポートする管理部門であることから、間接的には流域下水道事業に携わっているものであり、直接事業に携わっていないことをもって一般会計区分で経理することには疑問がある。</p>	県土整備部	措置済	<p>事業に関連する市町の意見を踏まえた上で、令和2年4月1日の地方公営企業法の一部（財務）適用と同時に、下水道事務所に勤務する全ての職員は、公営企業会計での経理へ移行した。</p>
26	<p>■水洗化人口割合の向上について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>施設の有効活用と県民の利便性の向上の観点からは、水洗化人口割合の向上は不可欠である。</p> <p>県は、毎事業年度、市町村の下水道担当者を集めた会議を行い、水洗化人口割合等の汚水処理ビジョンで各市町村が設定した目標値の進捗状況のモニタリングと啓発活動を行い、指導的役割を果たしているとともに、目標と実績を毎年度県のホームページで公表している。</p> <p>今後、県としては、普及率と水洗化人口割合の乖離が大きい市町村を重点的に指導していくべきであると思料するが、普及率と水洗化人口割合との乖離が大きい市町村ほど、経済的な理由で接続できない県民が多数を占めていると推測される。乖離の縮小には困難を極めることが想定されるが、県民への地道な普及活動と相談対応を行い、水洗化人口割合の向上を担う市町村の活動をより一層支援していただきたい。</p>	県土整備部	措置済	<p>水洗化人口割合の向上は、施設の有効活用と県民の利便性の向上、持続可能な汚水処理事業経営を図るためにも不可欠であると認識している。</p> <p>市町村に対しては、浄化槽設置等に係る費用の補助や接続補助制度に関する情報提供等の技術的支援を実施している。</p> <p>さらに「水洗化促進」をテーマにした市町村向けの勉強会等の実施など重点的に取り組んできたところである。</p> <p>今後も市町村支援を継続し、水洗化人口割合の向上を図っていく。</p>
27	<p>■市町村の経営計画等策定支援について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>県及び県下各市町村とも財政状況が厳しい折、今後さらに下水道関連施設の老朽化対策に関する取組が求められるところである。</p> <p>普及率の向上のための投資も重要ではあるが、老朽化しつつある既存施設の更新投資も重要な課題であることから、普及率向上のための新規投資と更新投資のバランスを勘案し、汚水処理ビジョンの見直しや拡充を含めた県下全体のビジョンを再考する局面にさしかかっていると考える。</p> <p>そのためには、各市町村が施設の老朽化の状況や将来の人口推計を考慮した新規あるいは更新投資計画と財政計画をふまえた中長期経営計画の策定が求められるところであり、県は当該経営計画の策定のための指導的役割を果たすことが期待される。</p> <p>県は、平成22年度以降、専門家を招聘して県内市町村の下水道事業担当者を集めた公営企業に関する勉強会や研修を行うなど指導性を発揮している。平成26年度現在、下水道事業を行っている31の県内市町村のうち地方公営企業法を適用（以下「法適化」という。）している市町村は7市町村である。現時点で残りの24市町村が法適化するかどうかの明確な意思表示がすべてあるわけではないが、今後各市町村が法適化に積極的に取り組み、精度の高い経営戦略を策定できるよう、より一層の指導性を発揮していただきたい。</p>	県土整備部	措置済	<p>県では、市町村の汚水処理事業の法適化を支援するため、企業会計および経営計画策定に関する市町村向けの勉強会、個別相談会等を実施している。</p> <p>特に平成26年度からは、下水道公社との共催で有識者講師による企業会計研修を企画し、重点的に市町村支援を行っている。</p> <p>今後も、関係団体等と連携を図りながら、同様の取組を継続していく。</p>
28	<p>■随意契約による業者選定について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>「北上川上流流域下水道都南浄化センター管理棟冷温水配管更新その1工事」は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると認められるとして随意契約を締結している。</p> <p>しかしながら、当該契約の随意契約理由は「工事請負契約における随意契約のガイドライン」I（2）②において記載されている「同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある」には該当するかは疑問である。今後同様の契約を行うに際しては、競争入札により業者選定を行うことの可否を検討いただきたい。</p>	県土整備部	措置済	<p>建築修繕工事については、通常業務に支障がない施工をすること等の条件を付して競争入札を実施していく。</p>
29	<p>■維持管理負担金の合理性について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>流域下水道事業特別会計は、流域関連公共下水道を設置する市町の負担金（以下「維持管理負担金」という。）、一般会計からの繰入金及びその他の収入をもってその歳入とすべきことが定められている（岩手県流域下水道事業特別会計条例第2条）。中でも維持管理負担金は公平性の観点から正確に算定される必要がある。</p> <p>維持管理負担金は維持管理等に係る経費を計画水量で割り単価を設定しており3年ごとに負担金単価を見直し、県と処理区の市町が覚書を締結している。維持管理負担金単価を決定する協議会においてしばしば流域の市町から質問及び減額の要請が出されていることから分かるように、その必要性について県に説明責任があると言える。</p> <p>緊急事態に備えて財源をプールしておくことには負担金平準化の観点からも一定の合理性が存在するが、金額水準の妥当性については過去の実績等を踏まえ中長期的な計画に基づいて検討し、各市町への十分な説明が必要である。</p>	県土整備部	措置済	<p>流入実績水量が計画を下回った場合や突発的な緊急修繕等に対応するための財源について、過去の維持管理負担金収入状況や緊急修繕等の状況を参考に検討のうえ、維持管理負担金単価協議の際に関連市町に説明を行っている。</p> <p>今後も過去の実績等を踏まえた検討を行うとともに、維持管理負担金単価協議の際に関連市町へ十分な説明を行っていく。</p>
30	<p>■維持管理負担金の算定根拠となる人件費の過少計上【流域下水道事業特別会計】</p> <p>人件費は維持管理費負担金の算定根拠に含まれているため、正確な把握が求められる。</p> <p>下水道事務所の職員のうち維持管理負担金算定根拠に算入されているのは、ごく一部の職員となっている。本来であれば、維持管理負担金の算定根拠には「維持管理業務」に従事している人員数分の人件費が算入されるべきものである。人件費の過少算定により市町村からの維持管理負担金も過少に算定されている場合、一般会計が肩代わりしていることとなり、受益者負担の観点から不適切である。</p> <p>よって、実際に「維持管理業務」に従事している人員数を把握し、維持管理負担金に反映させる必要がある。</p>	県土整備部	措置済	<p>令和2年4月1日の地方公営企業法の一部（財務）適用に合わせ、業務量に見合う人員数を配置し、受益者負担の急激な増加を抑えるため、段階的に一般会計の負担を減らし、令和6年度に一般会計の負担を無くすこととした。</p>
31	<p>■行政財産の目的外使用に係る使用料算定の不備【流域下水道事業特別会計】</p> <p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。行政財産の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなり（地方自治法第225条、行政財産使用料条例第1条）、使用料を減免できる場合が例示列挙されている（行政財産使用料条例第3条）。下水道事務所においては、例示列挙のうち第6号に該当する場合について使用料減免の際、減免前の基本使用額について算定を行っていない。</p> <p>しかし、減免前の基本使用額を把握することにより、その機会損失を可視化することが可能となる。土地の有効活用という経済性の観点からは、たとえ結果的に減免となるものであっても、その金額を把握することが望ましい。</p>	県土整備部	措置済	<p>行政財産の目的外使用の許可に当たっては、平成27年8月以降、減免対象となる事案も含め、全ての案件について、基本使用料を算定し、許可をしている。</p>

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（令和2年12月31日時点）	
			区分	措置内容
32	<p>重要物品管理表上の配置場所と実際の配置場所の相違【流域下水道事業特別会計】</p> <p>重要物品管理表上、都南処理区に配置されている内視鏡1台が胆江処理区で使用されていることが発見された。</p> <p>問題は、管理表上の配置場所と実際に配置場所が異なることではなく、現在の処理区で使用されているかという情報が管理表はもちろん他のいずれの資料にも記録されていないこと、もしくは所有者である県において適時に把握できていないことであると言える。</p> <p>固定資産の移動は県として特段の記録を残していないとの説明であったが、固定資産管理の観点からは移動・共有するものについてはその所在が明らかとなるような記録を残しておくことが望ましい。</p>	県土整備部	措置済	各浄化センターの維持管理業務等において、各処理区に配置してある備品等の移動が必要となった場合には、その都度、受託者から事前に業務記録簿で県に報告し、所在を明らかにしておくように指示した。
33	<p>稼働資産と非稼働資産の区別【流域下水道事業特別会計】</p> <p>重要物品管理表上処分された非稼働資産が稼働資産と明確に区分されていないことが発見された。予算の都合上、不要になった資産を適時に処分することは困難であるとしても、資産管理の観点からは稼働資産と非稼働資産は明確に区別して管理する必要がある。</p>	県土整備部	措置済	重要物品管理表上処分とされている物品等については、現在稼働している物品と区別して管理することとした。また、予算が措置でき次第、適正に処分することとする。
34	<p>流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金について【流域下水道事業特別会計】</p> <p>貸借対照表に未払金として「流域下水道管理運営支援受託事業の実費精算による返還金」が14,112千円が計上されている。当該金額は、補正予算額から執行額を差し引いた執行残額である。平成26年度の当初予算は166,992千円であり、8%程度の返還となっている。</p> <p>下水道会社による施設の補修等突発的事象に備えての予算確保ということであり、一定の理解は示せるものの、予算の積算を精緻に行うなど、多額の返還金が生じないよう更なる努力が必要と考える。</p>	県土整備部	措置済	受託事業の予算執行に当たっては、平成28年度から、概算払における経費算定は、過去3年間の所要額を勘案することにより、精度の向上を図るとともに、予算の補正については、第3四半期までの実績と、今後の所要見込額を精査し、適切に予算の補正等を行い、的確な予算執行に努めることとした。
35	<p>申請事務手続きの削減について【港湾整備事業特別会計】</p> <p>平成26年度野積場の使用許可申請件数は551件であった（すべて許可）。一方、申請者は、宮古市内で港湾運送事業の認可を受けている業者が99%を占めていた（当該業者のほか1社申請しているが、年間の申請件数は5件であった）。</p> <p>申請場所は同一であるが、使用面積が異なることや、使用目的（置く物）が異なることから、都度申請に応じた許可を行うことは、手続きとしては必要十分であると思料するが、一方で、業務の効率性の面から、例えば、月次等の一定の期間で当該場所を包括的に使用許可し、業者に使用実績の報告を求め、その使用実績に応じた使用料の清算を行う等により、申請事務手続きの件数を削減し、業務の効率化につなげることの可否を業者の協力も得ながら検討していただきたい。</p>	県土整備部	措置済	野積場の使用許可に当たっては、業務の効率化を図るため、使用許可申請の統合が可能な場合、対応することとした。
36	<p>占用許可の更新の要否確認について【港湾整備事業特別会計】</p> <p>平成26年度の港湾施設占用許可一覧を閲覧したところ、占用期間が満了している（占用期間の終期が平成26年度末以前）案件が散見された。</p> <p>災害復旧事業が優先であり、占用申請の有無が実質的に影響あるとはいいがたい宮古市への使用許可（地方公共団体が公共の用に供するため全額減免）であるとはいえ、災害復旧業務が収束しつつある現時点より取り組んでいただきたい。</p>	県土整備部	措置済	現況を確認した結果、東日本大震災津波による流出等により使用実態のないことが確認されたため、占用廃止とした。 <p>今後においては、占用許可一覧等の許可満了時期の確認を徹底することにより、適正な事務の執行を図ることとした。</p>
37	<p>使用料収入、財産収入の増加促進【港湾整備事業特別会計】</p> <p>震災後は、災害復旧工事が途上である港については、野積場等の港湾施設は災害復旧工事のための資材置き場（消波ブロックや砂利等）として使われることが最優先であるため、使用料を徴収できる民間への使用許可を促進しづらいところである。</p> <p>この点、久慈港は一足早く港湾の復旧工事に目処が立ち、大船渡港では平成28年度中に、工業用地の民間企業への売却が見込めることから、中断していた造成を再開させている。</p> <p>このように、災害復旧工事が収束するにつれ、使用可能な港湾施設が増加することが見込まれる。これに応じて、今後、無償使用許可していた施設が本来的な用途に使用できること、利用率の低い施設の高稼働化、工業用地の売却促進等、収入増加につながるPR活動や企業誘致活動を積極的に行っていただきたい。</p>	県土整備部	措置済	平成28年4月に、岩手県港湾利用促進プランを公表し、地元市町や商工労働観光部等の関係部局と連携し、取扱貨物量の増加や工業用地活用に向けたポートセールスの取組を推進している。
38	<p>台帳の整備促進について【港湾整備事業特別会計】</p> <p>現在の港湾施設台帳は、東日本大震災津波の発生以降も更新してはいるものの、部分的に未更新の台帳もあり、更新が十分には行われていない状況である。</p> <p>県の最優先事業は、現在も災害復旧事業であり、特に津波の被害を大きく受けた沿岸地区においては、港湾整備事業がピークを迎えている。このような状況で、膨大な港湾施設台帳を整備し直すことの優先順位が後位であることは、やむを得ないものと思料するところである。</p> <p>県は、同じ公営企業である流域下水道事業に関しては、集中取組期間（平成31年度まで）内に法適化することを決定していることから、固定資産台帳整備は平成31年度までに法適化というプロジェクトの中で整備していくことになる。一方、港湾整備事業の法適化に関しては、今後の検討課題としている。この方針自体が否定されるものではないが、統一的な基準に基づく財務書類等の作成期限である平成29年度までには、地方公会計に基づく固定資産台帳整備が必要なることを申し添えたい。</p>	県土整備部	措置済	災害復旧事業等の完了した箇所から、港湾台帳整備マニュアルに従い、本庁と振興局が連携して港湾台帳の整備を行った。 <p>引き続き、事業等の完了にあわせて、港湾台帳の整備を随時進めていく。</p>